

第4回 安城市自治基本条例検証会議

日 時:平成26年10月30日(木)13:00~15:30

場 所:文化センター 1階 美術展示室

出席者:【市民 11名】

新、荻野、神谷、桐生、小森、佐地、鈴木、鳥居、林、森、藤谷(敬称略)

【事務局 6名】

神谷課長、仲道、原田、石原(企画政策課)

中屋敷(行政課)、澤田(市民協働課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 3名】

酒井、岡田、早川(敬称略)

資 料:おしながき、今後のプログラム案、「安城市自治基本条例ができるまで」

(グループワーク④⑤参考資料、第3回まとめ等は郵送で配布)

記 録:榊原

【議事録】(以下、敬称略)

1. 開会のあいさつ

事務局:ただいまより第4回の会議をはじめさせていただきます。本日は傍聴者が2名いらっしゃいます。グループ討議をしていますので、傍聴の方は席を移動していただいても構いません。それでは加藤さん、進行をお願いいたします。

2. 前回のふりかえり

進行役:今日は第4回です。今回も3グループに分かれて話をさせていただきます。見知った人どうして、さらに議論を積み上げていけるように、前回と同じグループにさせていただいています。では、郵送でかわらばんが届いていると思うので、簡単にふりかえりたいと思います。
(かわらばんを見ながら、前回のふりかえり)

3. 条例策定の経緯

進行役:前回、「条例策定の経緯について」の話が出ていて、アンケートでも「経緯を明らかにされるとよい」とか「経緯をまとめた資料がほしい」という声がありました。初回にも、パワーポイントで説明がありましたが、改めて事務局の方でまとめて下さったので、紹介させていただきます。

事務局:資料(「安城市自治基本条例ができるまで」)説明。

進行役:ありがとうございました。この経緯について、どうしても確認しておきたいことはありますか？

委員:平成22年3月に辻山さんが講演をしていて、条例をつくっていくときに昇さんが関わっていますが、どちらも自治労関係の専門家。昇さんは、最初から最後まで、いろんな条例ができてきてい

るところにも顔を出している。同じ有識者ばかりが続いているというのはどういうことなんですか？

進行役: 辻山さんは施行直前にあんき会主催でフォーラムをした時に、講演をされたそうですね。昇さんは、市民会議の方ではなく、策定審議会のほうの学識経験者＝審議会の委員長として関わっていただいていたと伺っております。その後のことはよくわからないのですが、その後も安城市のさまざまな条例に昇さんが関わっているというのは事実なんですか？

委員: 事実です。

委員: 「自治基本条例を考える市民会議」には、昇さんは出てきていません。昇先生が全部関わっているというイメージとは、ちょっと違うと思います。

委員: 市民参加や協働のところに全部昇先生の名前が出ている。同じ人ばかりなのはということか？

委員: 私は「考える市民会議」の副会長として審議会に出させていただきました。昇先生が、安城市の全部をやっていると思っているんだろうなと思いますが…審議会は、「考える市民会議」のみんなが一生懸命考えた内容を、これでいいですか？と諮って、「ダメだよ」、「もうちょっと考えてくださいね」、「差し戻し〜」、となったりしましたが、昇さんの意見でこうなったというイメージはあまりないです。

委員: 誘導されていたのでは？

委員: いえ。昇さんよりも審議会の各メンバーがよくお話されていた。議会の議長さん、副議長さんや、女性団体の方や、いろんな方に来ていただいて、いろんな意見を頂いて、考えさせられて、（考える市民会議で）もう一度考えなきゃいけないねってことでやりました。昇さんは議長さんでしたので、むしろあまり積極的にお話をされたというイメージがないです。

委員: 辻山さんと昇さんは、全国の自治基本条例をつくる過程によく顔を出しているの、僕はどうしても先入観を持って見ているんです。

進行役: では、事実関係を理解していただいたということで、次に進んでも良いでしょうか？

委員: 市民会議や審議会のように組織立てて市長に提案や研究を行う機関のことを、地方自治法上で「諮問機関」と言うんですが、諮問機関は条例か法律に基づいていないといけないという規定があるんです。この2つはおそらく条例にも法律にも基づいていないので違法。違法な手続きに基づいて条例の制定手続きが進められたんです。1年過ぎているので、住民監査請求ができませんが、できたらやりたいんです。違法な手続きに基づいて市の憲法ができたのであれば、恥なんです。企画政策課さんに確認してほしいです。

事務局: 辻山先生は、自治労のシンクタンクの大將、自治労系の権威ですよ。ただ、我々地方公共団体が、ああいう所で先生をお願いするとしたら、権威をお願いするのは当たり前。あの人がライトサイドだからとか、レフトサイドだからということではなく、自治基本条例なら辻山先生か、地元なら昇先生ではないかという程度の選任だったと思います。

それから、諮問機関の話ですが、事実関係の裏付けはとっていませんが、諮問という形で市長がもらって、議会に上程して議決を経て、ということなので、そこに決定的な違法性はなかったと私どもは認識しています。

委員: 他の市町村では同じ訴えで裁判になり、違法になっていますので、覚えておいて頂ければと思

います。できればやりたいなと思います。

4. プチレクチャー(論点の共有)

進行役:では、次に進みたいと思います。郵送でお送りした「グループワーク参考資料」をご覧ください。
(資料説明)

5. グループワーク

進行役:では、3つの議題について、今から90分間、しっかり話をさせていただこうと思います。前回と同じように、進行役と記録係を決めて、残り時間もみんなで注意しながら議論を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

6. 発表共有

<Cグループ>

委員:「議会」についてですが、まずは「市民」というのが話題になりました。市民は、従来は日本国籍を持っている住民を市民と言われていたんですが、それに加えて、「地域役員と安城住民3名が認めた人」は、外国人であっても市民として認めてはどうかという提案をいただきました。これはこれまでになかった考え方で、そういう考え方もあるのかなということでした。また、その時に「安城市民憲章を守ると宣誓した人」は市民として加えてもいいんじゃないかということで、ただ、そうじゃない人を含めると非常に危険だというご意見です。そして、そういう人が選んだ議会はおかしいよね、というご意見でした。

それに対して、議員や議会はまちづくりに欠かせないので、自治基本条例の中に、議会・議員の規定がないのはおかしいという話や、制定される途中で議会にかけられているので、議会や議員を自治基本条例の中で決めるのがおかしいということであれば除かれて制定されたんじゃないかなという話をしました。

また、議会基本条例の素案が議会で提出されていて、その前文で、「安城市議会は安城市自治基本条例に規定する議会の責務に基づき、市民の意思を市政に反映させる活動が求められています」ということでこの議会基本条例をつくったと言っているので、議会基本条例も危険だという意見もありました。

「市政運営」はあまり意見がなかったんですが、自治基本条例は基本の条例なので、ここで細かいことを決めるのではなく、例えば子ども条例とか、文化振興基本計画とかいったことは、別で決めていくのがいいんじゃないかという意見がありました。

「位置づけ」については、事務局から説明のあった通りでいいんじゃないかという意見と、やっぱり最高規範というのは日本国憲法と法律との関係を類推するので、この表現はおかしいという意見と、両方ありました。それと、もし誤解を受けるのであれば、表現を変えるということもしたほうがいいんじゃないかという意見でした。

委員:子ども権利条約は非常に危険だと思っています。子どもは自由なものなので。非常に危険な状態になると思います。

<Aグループ>

委員：地方自治法は全てが細分化されていて、世の中は日々進化して、どんどん変わってきていて、地方自治法で補えないところを自治基本条例で補っていかうということ、例えば協働や多文化共生といったことにどう取り組んでいくかということがこの条例にはあると我々は考えます。そういう意味でこの条例は必要なものであると考えます。

市の意思決定機関ですが、あえてこの基本条例に出したということは、一番ウェイトが高い、最高規範という言葉は置いておいて、一番上に乗るものだという意味で出されていることに関しては、特に異論はないという意見になりました。

議会を市民にわかりやすく進めるということについては、しっかりこういったことをやっていただきたいということで、基本条例に載せるということに反対する理由はないということでした。

議員の責務については、当たり前といえば当たり前ですがこのままで良い。(参考資料の)P2のブルーの箱には「協働」とか「情報公開」と書いてありますが、これは基本条例にすでに入っているの、このままで行きましようということです。

市政運営については、特に異論はありませんでした。

一番時間をかけたいところは「最高規範」。ここは三者三様の意見がありました。一言で言うと、「最高規範」という言葉が非常に理解しにくい。ここにおみえのメンバーだったら「最高だ」と言えはわかりますが、一般の、こういったことに興味のない方にとっては非常にわかりにくい。誤解しやすい。どう書いたらいいか？中学校、小学校の義務教育の方にこれを説明できるか。例えば会社とか大きな企業では綱領というのがあって、「我が社はこうだ」と4行か5行で書いてある。いろんなマニュアルやいろんなものができるけど、全ては綱領からきている。これと自治基本条例は同じだと思う。家庭で言えば家訓。そういった分かりやすい、迷いを生じさせないような言葉でやったほうがいいんじゃないか。これを変えるのはなかなか難しいかもしれませんが、将来はやはり、言葉を変えたほうがいいんじゃないかというのが私どもの意見でした。逐条解説の方でもいいので、解説するなりしていった方がいいという結論です。すべての拠り所になるものだということが分かるような表現をした方がいい。

条例の見直しについては、我々は特にまとまった結論は出ませんでした。

<Bグループ>

委員：まず「議会・議員」の話ですが、まず、「この条例の中で議会や議員のあり方を決めていいのか」ということについては、「あっていい」という考え方と、「余計なお世話でしょ、そんなことは議会が考えればいいし、地方自治法であり方は決められているのだから、屋上屋根、必要ないでしょ」という考えがありました。

中身については、「市民の代表」とか「市民の意思を市政に反映」の「市民」が誰なのか？という話になりました。外国人や市内、市外の人達の意見は1つではないし、代表できるものではない。議員というのは、有権者の投票で選ばれている公共性のある人達なんだ、というのがパワーの源。あくまで「住民」の立場であって、「安城市に関わる人たち」には「配慮する」、という表現ならともかく、「市民代表」では誤解を招く、わかりづらいしおかしい。ゴミ処理場とか、工業用水とか農業用水とか、市民の中で利害が対立したらどうするか？外国人の納税の問題もある。そういつ

た意見に対して、「そうは言っても、市に関わる人達、全体のことを考えてもらうのが議員・議会には必要」という考え方もありました。

それから、「自治基本条例ができたことでいろいろ反対されているけど、具体的に弊害があったのか？」という意見がありました。僕はいろいろ資料を持っているんですが、「それが弊害なのか？」という話もありました。僕はあると思っていますが、それを弊害と感じない人もいるでしょう。それを言うなら、何でつくったのか？なくて困るわけじゃないでしょ？という話もあります。

「市政運営」については、飛ばしました。個人的には思うことがあるんですが。

「最高規範性」については、今のままでいいという意見は我々の中には、殆どなかったです。やはり変えたほうがいいということでした。「言葉の問題でお題目だから、スローガンみたいなものだから、そんなに言葉にこだわらなくていいでしょ」という意見はありました。それに対して、「これは方針とか宣言と違って条例だから、やっぱり言葉がすべてでしょ」という意見がありました。「最高規範」や「最大限に尊重し、整合性を図る」というのは、市の見解の「上下関係を規律するものではない」とは読めないから、「最高規範」は消して、「最大限に尊重」は「配慮」くらいに。市民参加をなるべくしてくださいよという方針を示して、あとは義務規定でなく努力規定くらいにしておいた方がいい。上下関係を規律するものならば憲法違反で法律違反。市はああいう解釈をしているが、このままにはしておけないでしょう、条文なり解説を直すべきでしょうという話です。

進行役:ありがとうございました。B と C の班はやはり、「市民の定義」がいろんなところに影響するので、市民の範囲をどこまでにするのかということを改めて議論されていました。Cグループからは、例えば、「市民憲章を守るという誓いをした人は、住民以外も市民として認める」という新しい解釈なども提案されました。

「議会」については、「当たり前だから書かなくていい」、「越権行為だからここで謳う必要はない」という意見と、「まちづくりの担い手として期待されるべき存在」だし、「議決を経る中でも排除されていないのだから、やはり議会と議員については謳っておこう」という意見に分かれました。

「最高規範」は、どの班も、このままフリーパスで良いねと考えた班はなくて、誤解を招くので、本文で直すか逐条解説で直すかは別にして、もう少しわかりやすい表現ができないかと模索されていました。

7. 閉会のあいさつ～次回の案内

進行役:B グループは市政運営の話も時間がなくてできなかったと思いますが、次回も同じ班なので、積み残した議論についてはまた話すこともできます。今回は、予定している議題の「条例の見直し」と「条例の意義、効果」「条例のわかりやすさ」に加えて、他に話したい議題があれば持ち寄って話していただきたいと思います。

事務局:みなさんお疲れ様でした。これまでの議論を見せていただいて、議論が白熱してちょっと時間が足りなくなってきたのかなということと、各グループで出た意見を共有したり振り返ったりする全体トークの時間が取れていないということもあって、回数を1回増やして、第6回目を12月から1月の間に開催できたらと考えています。前回と同じように日程調整表をお渡ししますので、次回の会議の時に記入してお持ちください。その日のうちに集計して皆さんにお示しできるようにしたいと思います。もし欠席される場合は事前に FAX 等で送ってください。次回は11月5日(水)の

9時半から、この部屋で開催させていただきます。本日はありがとうございました。

以 上